

金融庁におけるサステナブルファイナンスの取組み

GXファイナンスを中心に

令和7年2月7日

金融庁 サステナブルファイナンス推進室
主査 山中 浩平

目次

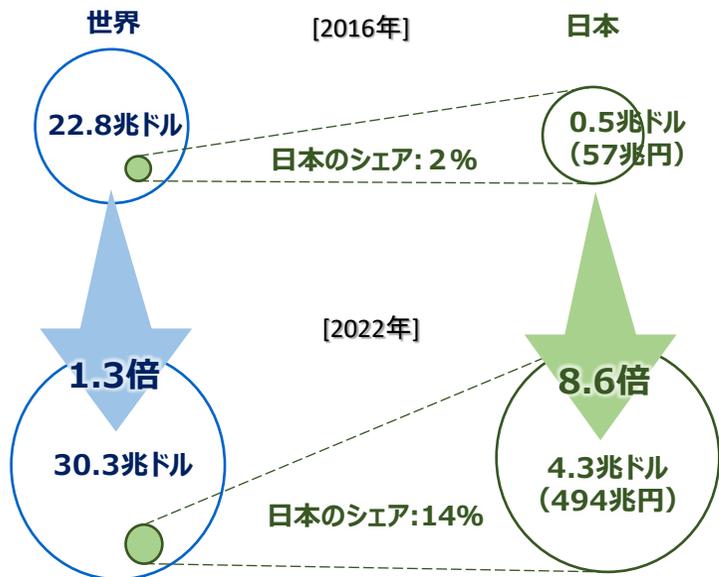
1. サステナブルファイナンスのグローバル及び日本の現状
2. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたGXファイナンスの展開
3. 金融庁におけるGXファイナンスの推進の取組み（各論）
 - ① 情報開示
 - ② 評価機関
 - ③ 企業との対話、経営支援
4. 金融・資産運用特区におけるGXの取組

1. サステナブルファイナンスのグローバル及び日本の現状

サステナブルファイナンスの現状

- 気候変動や少子高齢化、災害への対応など、社会・環境課題への対応が急務となる中で、**新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）**の重要性が高まっている。
- 特に脱炭素については、世界全体で**設備投資や技術開発に官民合わせて巨額の資金が必要（※）**とされており、**企業の取組みを支える民間金融の機能発揮**が欠かせない。
 (※) 国際エネルギー機関(IEA)は、2050年脱炭素の実現には、世界全体で、現在年間1兆ドルの投資を2030年までに4兆ドルに増やすことが必要と試算している。
- わが国でも、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、経済社会の脱炭素が加速する中で、**日本企業の取組みや強みが適切に評価され、内外の投資資金が円滑に供給されるための環境整備**が重要。

世界と日本のESG投資資金



(出所) 世界のESG投資額の統計を集計している国際団体であるGSIAの報告書より作成

国内企業等によるグリーンボンドの発行実績

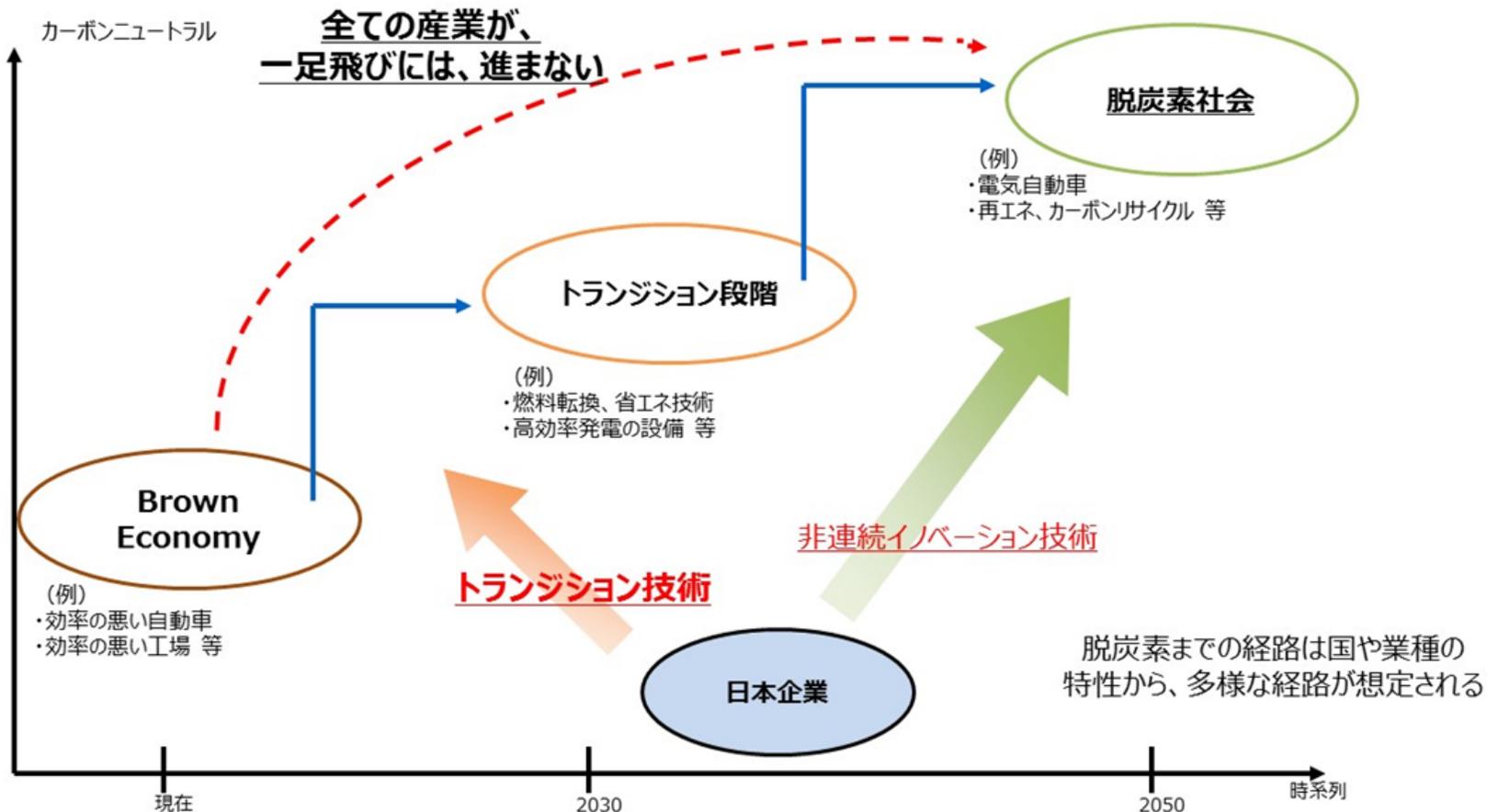


グリーンボンド：太陽光や風力発電など、「グリーン」とされるプロジェクトへの資金を調達するために発行される債券

(出所) グリーンファイナンスポータル（環境省）（2024年11月1日現在）

トランジション・ファイナンス

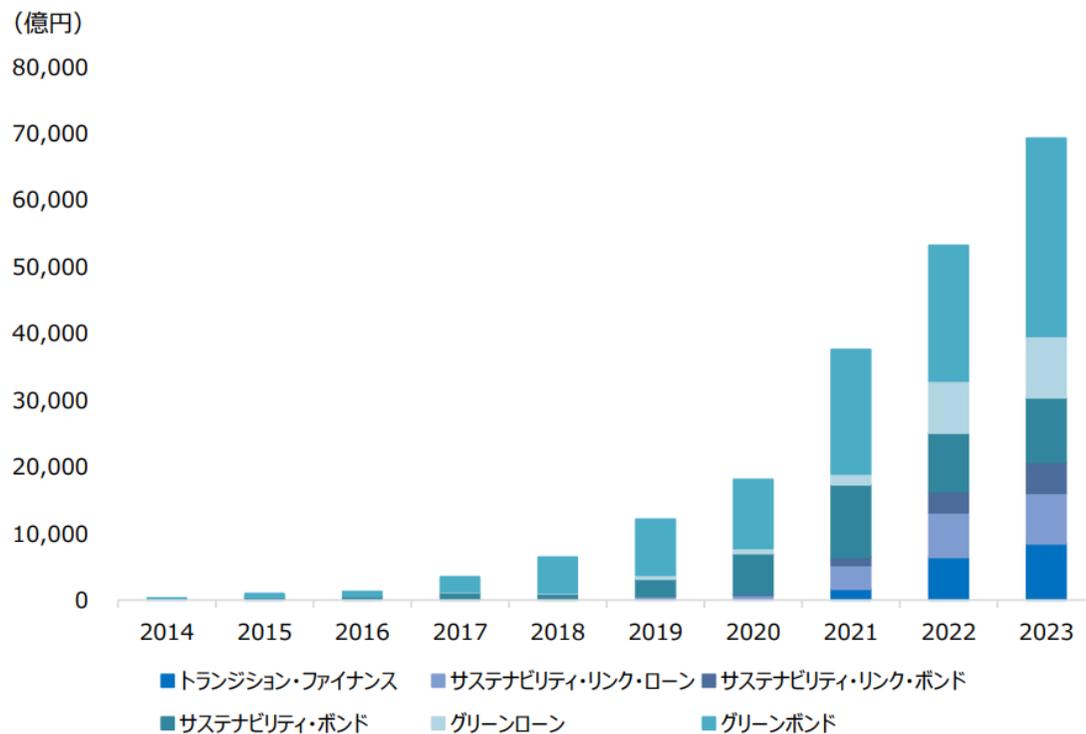
- 脱炭素社会の実現には、直ちに脱炭素化が困難な産業・企業が、省エネやエネルギー転換などの「移行」を行うための資金供給を行う、「トランジション・ファイナンス」が重要。2021年5月、金融庁・環境省・経産省は、トランジションファイナンスの資金調達者のための「**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**」を策定。
- 多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための**分野別のロードマップ**を策定。



脱炭素等の環境関連投資の推移

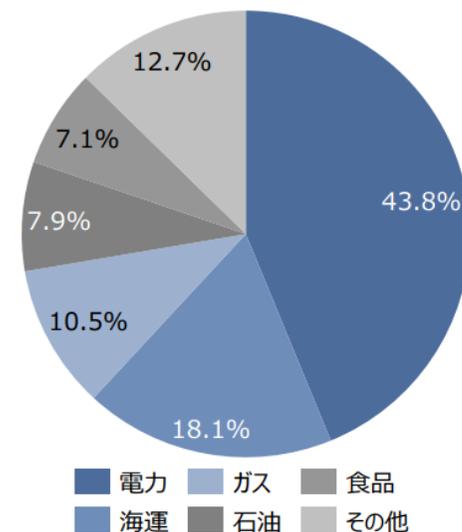
- 国内における脱炭素等の環境関連投資は、2021年以降順調に拡大。
- 特に、トランジション・ファイナンスについては、累計調達額が約1.6兆円まで増加。

脱炭素等の環境関連投資による資金調達額の推移



トランジション・ファイナンス 累計国内調達額 (2021.1~2023.12)

約 **16,440** 億円



(出典) 環境省グリーンファイナンスポータル、経済産業省「トランジション・ファイナンス」、その他公表情報よりを基に作成。

注：トランジション・ファイナンスの数値はヒアリング等により把握している金額非公表のローン調達額を含む。

注：その他業界には航空、重工業、非鉄金属、鉄鋼、化学、セメント、金融を含む

2. GXの推進とファイナンスの発展

GX（グリーン・トランスフォーメーション）ファイナンスの方針

- 2023年2月に、「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、「GX実行会議」における議論を踏まえ、今後10年を見据えた取組みの方針を取りまとめ。2023年5月には関連法案が国会で成立し、同年7月には「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）が閣議決定された。
- こうした日本全体のGXの推進に向けた取組みには、**今後10年間に150兆円規模のファイナンスが必要であり、官民が連携して、施策を強力に推進していく方針。このことによりGXファイナンスを新たな成長分野にしていく。**

カーボンニュートラルを達成するためのGX（グリーン・トランスフォーメーション）
目標：2050年カーボンニュートラル

GXファイナンスの推進

GX経済移行債を活用した大胆な先行投資

- 国際標準に準拠したGX経済移行債を創設し、今後10年間に20兆円規模の大胆な先行投資支援を実施

新たな金融手法の活用

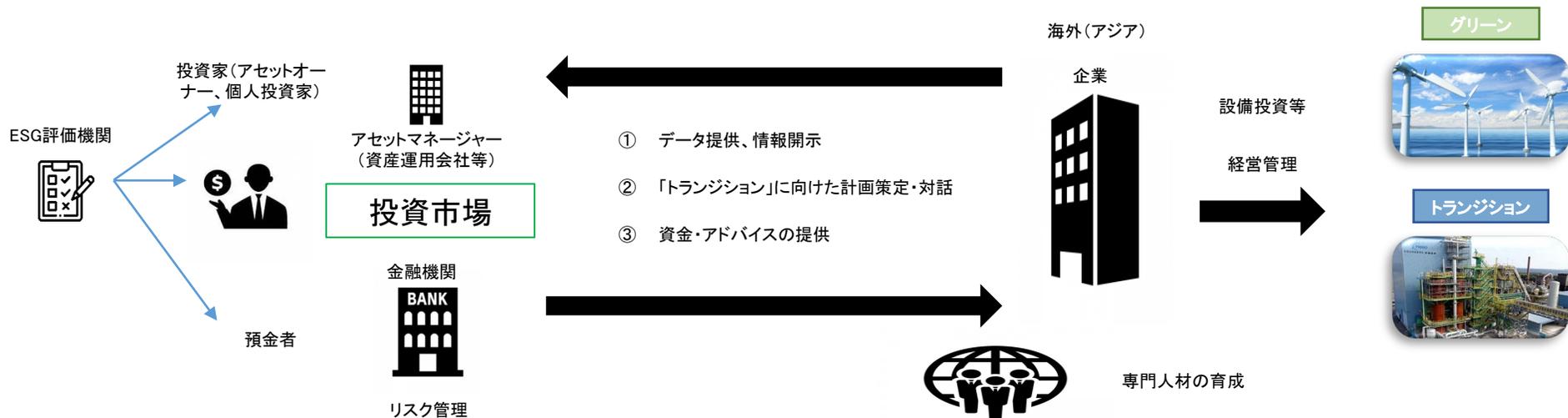
- 「GX推進機構」がGX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を実施
- トランジション・ファイナンスへの国際的な理解醸成へ向けた取組の強化（アジアのGXの後押しを含む）
- 気候変動情報開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備

成長志向型カーボンプライシング(CP)

- 「排出量取引制度」の本格稼働(2026年度～)等の検討
 - 発電事業者等にEU等と同等の「有償オークション」を段階的に導入(2033年度～)
 - 化石燃料輸入事業者等に「炭素に対する賦課金」制度の導入(2028年度～)

金融庁のサステナブルファイナンス（GXファイナンス）推進の取組み（概要）

- 市場制度整備、投資家と企業の対話の強化等、金融イノベーションの発展、人材育成等を通じて、**サステナブルファイナンスに関する金融機能の強化と新たな金融分野の展開を図る。**



市場制度の整備

- 本邦における**サステナビリティ開示基準の適用時期、保証の在り方等を議論**
- 温室効果ガス排出量などの企業のサステナビリティ情報について、本邦でのデータ基盤の整備を議論
- ESG評価機関・データ提供機関による「行動規範」（22年12月策定）**への賛同状況を取りまとめ（24年12月末時点）、これを踏まえた対応状況を確認し、更なる対応を検討
- 「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」**を開催し、対話から得られた示唆を公表（24年7月）、投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等について今後議論
- グリーンボンド**等に関する国際的な進展状況を注視し、関係省庁と連携し、本邦の枠組みを議論

企業との対話と経営支援等の強化

- 融資先企業との対話を含め金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（「ガイダンス」）**を策定（22年7月）。移行戦略の枠組みについて更に検討
- 地域金融機関等とも連携し各地域や中小企業等**の実情に応じたGXへの対応の支援の充実や発信等
- 政府全体でGX推進戦略等が策定される中で、**関係省庁と連携し、指針整備等**を通じ、**トランジション・ファイナンス**を推進

新たな金融手法の開発と人材育成

- インパクト投資の「**基本的指針**」を策定（24年3月）し、データ整備、企業戦略、地域の支援策等につき**官民協働の「インパクトコンソーシアム」**で議論
- カーボン・クレジット取引**の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、実務的・専門的観点から議論
- アジア地域におけるトランジション・ファイナンスの手法を改善することを目的に**「アジアGXコンソーシアム」**を創設（24年10月）
- サステナブルファイナンスの実務推進に必要なスキル等をまとめた**「スキルマップ」**も活用し、業界団体や大学等と幅広く人材育成等につき議論

3. GXファイナンスの推進（各論）

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方（ワーキング・グループ設置の背景）

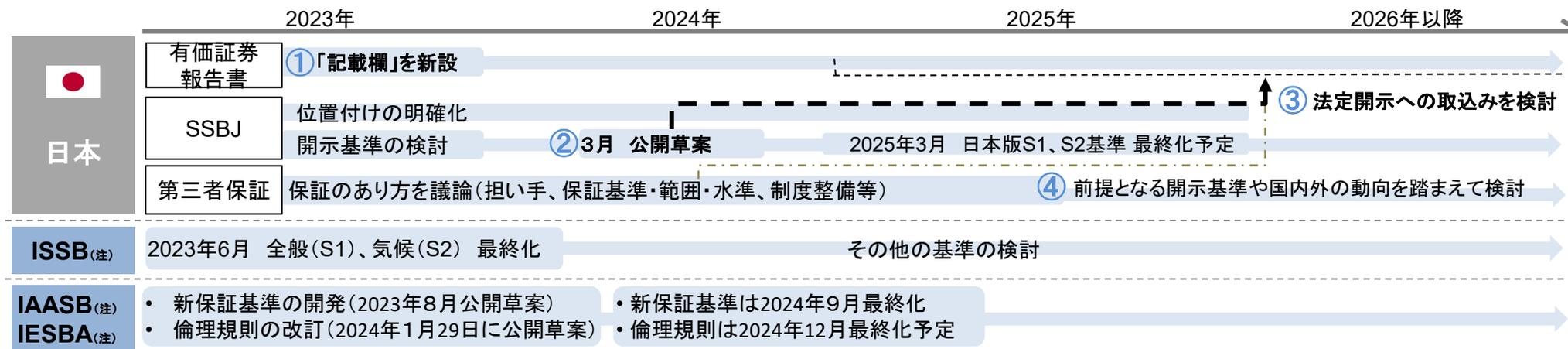
- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始（個別具体的な基準はなし）。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要・・・①
- 我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）では、2023年6月に最終化した国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発中であり、昨年3月に公開草案を公表・・・②
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる・・・③

（注）2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言

- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要・・・④

⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置

※ 金融審議会総会（2024年2月19日）における金融担当大臣の諮問を受け、同年3月26日、第一回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを開催し検討を開始



（注1）ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）、IAASB（国際監査・保証基準審議会）、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）

サステナビリティ情報の開示のあり方

- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場であるプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、**グローバルで比較可能性を確保**しながら、**中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供**し、**投資家との建設的な対話を促進**することが重要。企業側の開示の効率性も考慮し、国際的なベースラインとなる**ISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む必要**。
- 企業等の準備期間を考慮し、**時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線**としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、**柔軟に対応**していく。

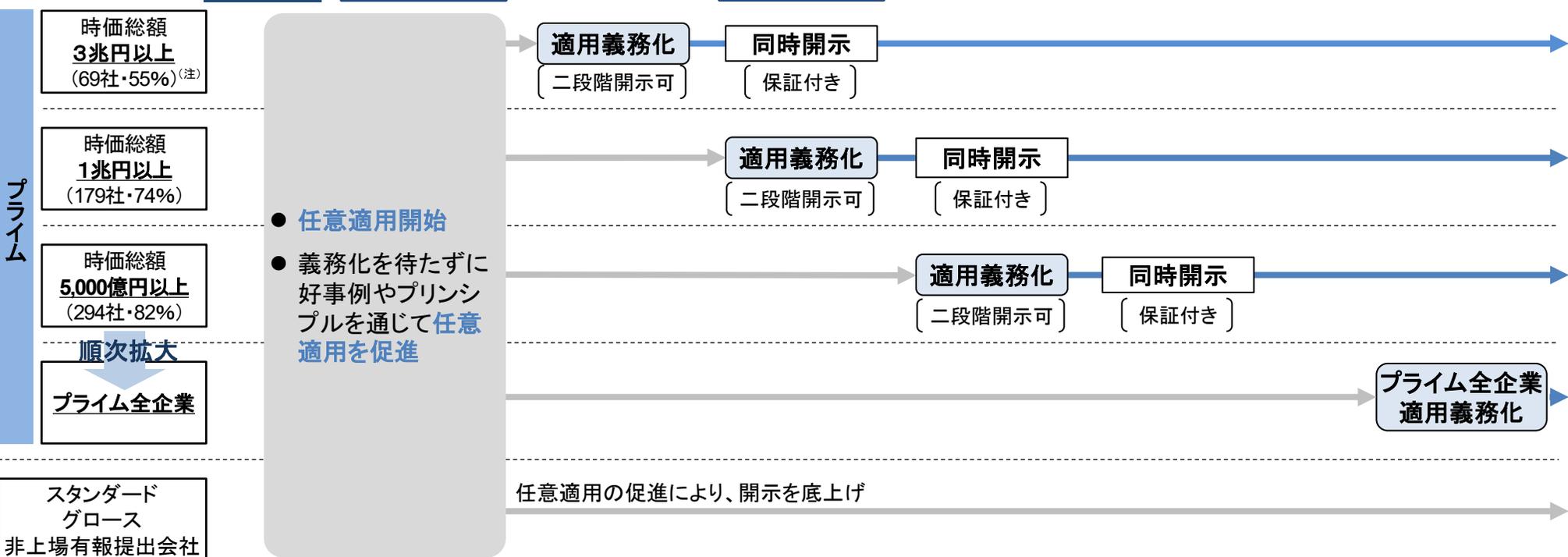
2025年 2026年3月期 2027年3月期 2028年3月期 2029年3月期 2030年3月期 ・ 203X年3月期

(3月)
SSBJ基準
最終化予定

開示基準導入

保証制度導入

※保証のあり方については、任意の枠組みも含め、今後の検討課題



※このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ開示を行った場合には、臨時報告書によって報告また、虚偽記載等の責任を問われることを懸念して企業のサステナビリティ情報の開示姿勢が萎縮することを防ぐためにも、セーフハーバーの在り方についても検討

- サステナブルファイナンスの急速な拡大を受けて、企業のESGの取組状況等について情報を収集・集約し、評価を行う「**ESG評価・データ提供機関**」の影響力が増大。
- 2022年12月、「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」における議論等を踏まえ、「**ESG評価・データ提供機関**」について**評価の透明性・公平性を確保するための「行動規範」を最終化**。

(※) **わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛け**（法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めるもの）。

ESG評価機関への期待（行動規範としてとりまとめ）

- **透明性の確保**

自社のESG評価について、目的・考え方・基本的な方法論等を公表すること

- **人材の育成**

専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること

- **利益相反の回避**

業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること

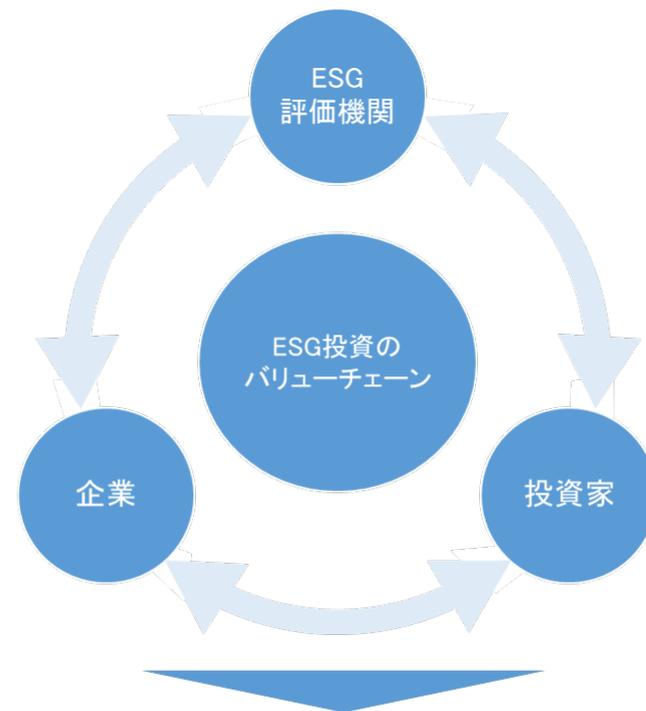
- **企業とのコミュニケーション**

評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

機関投資家・企業への期待

- 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること（投資家）

- サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること（企業）



市場全体として相互の働きかけを通じ
評価等の質の改善

ESG評価・データ提供機関に係る行動規範の賛同状況

- ESG評価機関については2024年12月末時点で計26機関、ESGデータ提供機関については同時点で計16機関が、それぞれ賛同。
- 「行動規範」では、継続的にESG評価やデータ提供の実態を把握し、公表から3年後（2025年12月）を目途に、改訂などのさらなる対応の要否等について検討していくこととしている。

No	評価機関等名		受入れ表明した 領域（評価）	受入れ表明した 領域（データ）
1	アスエネ株式会社	Asuene Inc.	○	○
2	Bloomberg LP	Bloomberg LP	○	○
3	CDP Worldwide	CDP Worldwide	○	○
4	Clarity AI	Clarity AI	○	○
5	DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社	DNV Business Assurance Japan K.K.	○	
6	イーエスジブック ジーエムビーエイチ	ESG Book GmbH	○	○
7	ファクトセット・リサーチ・システムズ株式会社	FactSet Research Systems Inc.	○	○
8	FTSE Russell	FTSE Russell	○	○
9	株式会社Gaia Vision	Gaia Vision Inc.	○	○
10	Intercontinental Exchange, Inc.	Intercontinental Exchange, Inc.	○	○
11	Institutional Shareholder Services (ISS)	Institutional Shareholder Services (ISS)	○	○
12	株式会社 日本格付研究所	Japan Credit Rating Agency, Ltd.	○	
13	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	Mizuho-DL Financial Technology Co., Ltd.	○	
14	ムーディーズ・ジャパン株式会社	Moody's Japan K.K.	○	
15	MSCI ESG Research LLC	MSCI ESG Research LLC	○	○
16	株式会社格付投資情報センター	Rating and Investment Information, Inc. (R&I)	○	
17	リフィニティブ	Refinitiv	○	○
18	RepRisk	RepRisk		○
19	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	S&P Global Ratings Japan Inc.	○	
20	S&P Global Sustainable1	S&P Global Sustainable1	○	
21	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社	SOCOTEC Certification Japan	○	
22	SOMPOリスクマネジメント株式会社	Sompo Risk Management Inc.	○	○
23	サステナブル・フィッチ	Sustainable Fitch	○	
24	サステナブル・ラボ株式会社	Sustainable Lab Inc.	○	○
25	サスティナリティクス・ジャパン株式会社	Sustainalytics Japan Inc.	○	
26	一般社団法人サステナブルファイナンスプラットフォーム運営協会	The Association for Promotion of Sustainable Finance Platform		○
27	株式会社 E S Gコンサルティング	ESG Consulting Co., Ltd.	○	
28	エコバディス	EcoVadis	○	

脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書

概要

- 脱炭素への移行に向けた世界的取組みが加速する中で、企業と対話を行い資金供給を行う**金融機関の役割が高まっている**。一方で、金融機関が**脱炭素に向けた戦略を検討し、企業と対話を行う際の実務的課題や留意点等**は国際的にも模索の途上。金融庁の検討会で議論を行い、**2023年6月27日、検討会としての報告書を取りまとめ公表**。
- 報告書では、脱炭素への移行には、**金融機関における継続的・実効的な対話（エンゲージメント）が重要である点を指摘し、移行の戦略と進捗を理解・促進する観点から、以下を金融機関への提言（ガイド）**として提示

脱炭素等の企業支援を行う金融機関への提言（ガイド）

金融機関の移行のとりえ方 **ガイド1**

- ・移行は中長期に及ぶもので事業上の影響が大きく、進捗状況の理解が必要
- ・一方、画一的な指標はなく、現在一般的な「排出量×投融資量」（ファイナンスド・エミッション）のほか、様々な定量・定性的指標を併せて総合的に捉えるべき

GHG排出量データの整備 **ガイド2**

- ・排出量データは企業だけでなく取引先も含めて集約が必要
- ・現在は排出量データの様式やプラットフォームが統一されておらず、共通プラットフォームの整備も検討が必要

パスウェイと排出目標（経路）との適格性 **ガイド3**

- ・金融機関の移行戦略には、地球規模の目標から逆算した排出の期待値（パスウェイ）と、これを踏まえた**金融機関・企業の排出目標（経路）**が必要
- ・排出経路は企業ごとに、業種・地域・戦略等を加味して判断が重要。事業性を十分理解することが必要


金融機関の投資家・
ステークホルダー

働きかけ


金融機関

エンゲージメント


企業

アジア諸国向けの投融資拡大/ トランジションファイナンスの促進 **ガイド4**

- ・GXは全世界で取組むことが必要ながら、アジアは地理的・経済的な特殊事情も多く、資金が足りていない。日本の経験を生かす余地も存在
- ・アジア向け投融資によるファイナンスド・エミッションの増減を丁寧に説明しつつ、多排出設備の置き換えや早期廃止を進めていくことが重要。カーボンクレジット創出も一案

連携

 
アジア新興国 商社等

リスクマネーの供給 **ガイド5**

- ・GXには、融資だけでなく個人投資を含む投資資金の誘導も重要
- ・現在は選択肢が限定的であり、官民の協調によるブレンデッドファイナンス、資本性のあるESG商品、ESG投資信託、脱炭素目線からのインパクト投資等を普及していくことが重要

地域の脱炭素促進

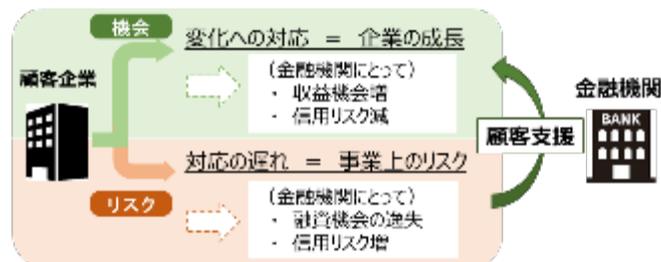
- ・GXの実現には、大企業だけでなくサプライチェーンを成す地域全体での取組みも必須だが、地域企業では相対的に取組みに遅れ
- ・啓発セミナー、支援策の紹介、地域金融機関の人材育成の支援等が必要

- 金融庁の検査・監督基本方針（2018年6月29日公表）を踏まえ、分野別の考え方と進め方として、**金融機関の気候変動への対応についての金融庁の基本的な考え方（ガイダンス）**を整理し、2022年7月12日に公表。
- 本ガイダンスでは、**顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理**に関する**金融庁と金融機関との対話の着眼点**や金融機関による**顧客企業の気候変動対応の支援の進め方**などを示している。
- 各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた**金融庁と金融機関の対話の材料**であり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではない。

気候変動対応に係る考え方・対話の着眼点

基本的な考え方

気候変動に関連する様々な環境変化に企業が直面する中、金融機関において、顧客企業の**気候変動対応を支援**することで、変化に強靱な事業基盤を構築し、**自身の持続可能な経営**につなげることが重要。



金融機関の態勢整備

- 気候変動対応に係る**戦略の策定・ガバナンスの構築**
- 気候変動が顧客企業や自らの経営にもたらす**機会及びリスクのフォワードルッキングな認識・評価**
- トランジションを含む**顧客企業の気候変動対応の支援**
- 気候変動に関連する**リスクへの対応**
- 開示等を通じた**ステークホルダーへの情報の提供** 等

金融機関による顧客企業の支援の進め方・参考事例

金融機関においては、気候変動に関する知見を高め、気候変動がもたらす技術や産業、自然環境の変化等が顧客企業へ与える影響を把握し、顧客企業の状況やニーズを踏まえ、例えば以下のような観点で支援を行うことが考えられる。

コンサルティングやソリューションの提供

- (例)
- 顧客企業の温室効果ガス排出量の「見える化」の支援
 - エネルギーの効率化技術を有する顧客企業の紹介（顧客間のマッチング）

成長資金等の提供

- (例)
- 顧客企業のニーズに応じた、脱炭素化等の取組みを促す資金の提供（トランジション・ローン、グリーンローンなど）
 - 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給

面的企業支援・関係者間の連携強化

- (例)
- 中核メーカーの対応も踏まえた、地域の関連サプライヤー企業群全体での戦略検討等の面的支援
 - 自治体や研究機関等との連携による地域全体での脱炭素化や資源活用の支援

顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方

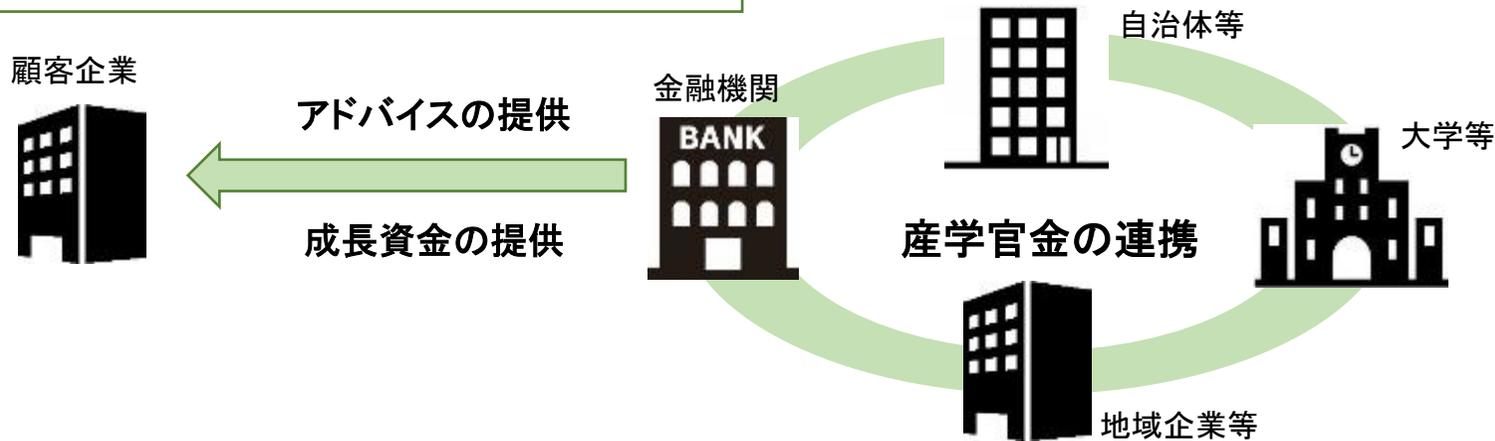
- ガイダンスでは、金融機関の参考となるよう**顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方**を盛り込んでいる。

自身の知見の蓄積

- 金融機関として、技術開発や製品化等の経験を有する専門家の採用等を通じて産業知見を高め、投融资や支援に活用 等
- 地域の産業構造と影響度を分析し、優先して支援を行う業種等を特定、人材面を含む支援策に活用

産学官金の連携

- 他の金融機関や**地元自治体、研究機関と連携**し、地域事業者の事業展開等を面的に支援
- 地域の中核メーカーの対応も踏まえて、関連サプライヤー企業に戦略検討、技術開発等を支援



アドバイスの提供

- 顧客企業が脱炭素化に取り組む第一歩としての「温室効果ガス排出量」の**「見える化」の支援**や、これを通じた削減策の実行支援
- 顧客企業の持つ技術を新たな製品やサービスの創出に結び付けるための**顧客間のマッチング** 等

成長資金の提供

- 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給 等
- 脱炭素化等の事業変革に向けた取組みを促す資金の提供（グリーンローン、トランジション・ローン等も活用）、実行後のモニタリング等による伴走支援

企業特性に応じた中小企業に対する脱炭素支援のあり方

■ 多様な地域の企業特性等を踏まえ、優先順位をつけて支援のあり方を検討していくことが重要ではないか。

排出削減への 緊急性・ 必要性	業種や企業特性の例	考えられる対策と時期（イメージ）			
		現在	短期	中期	長期
高	完成品市場で、排出量による顧客選別が特に進んでいる業種・企業や国際的な取組みが特に進んでいる業種と取引する中小企業	CO2計測 業種分析	削減計画の策定 省エネ設備に係る 資金調達 エネルギー転換 のための資金調達	低炭素原料の導入・同業他社と機械等の共同開発	
中	開示等を機に移行計画の策定・取引先を含む排出量削減を目指す企業と取引する中小企業	まずは、CO2の計測や、利用エネルギー・脱炭素の方策等の業種分析	機械の動力源、運搬設備における省エネ化等に係る資金調達	燃焼設備のエネルギー転換や自家発電の導入等に係る資金調達	
低	排出量が相対的に低い業種と取引する中小企業	啓発セミナーへの参加 まずは、利用エネルギー・脱炭素の方策等の業種分析	省エネ、ZEB・ZEH等入居不動産の脱炭素化に係る資金調達	状況を見つつ順次対応	
全体	全体	自治体を含む、地域全体における脱炭素・異業種での連携 気象災害リスクの把握およびリスク低減策の実施 脱炭素に係る補助金・利子補給の活用			

脱炭素の競争力となる新たな事業や企業の創出

※実際には、各業種・企業の実態により、対応は様々考え得る。

(出所) サステナブルファイナンス有識者会議第22回事務局説明資料

地域金融機関における脱炭素への対応事例

■ 地域金融機関において、気候変動対応に係る様々な取組みが見られている。

● 七十七銀行：地域別のファイナンス・エミッションの開示

- 七十七銀行は、投融資先全体におけるファイナンス・エミッションについて、「電力」「金属・鉱業」等の15種の業種別に算定・開示。
- 併せて、宮城県内事業者への投融資に係るファイナンス・エミッションを抽出し、業種別に算定・開示。

当行投融資先全体におけるFE (注1)			宮城県内事業者さまへの投融資にかかるFE		
No	業種分類	当行に帰属するCO ₂ 排出量 (注2) (単位：t-CO ₂)	No	業種分類	当行に帰属するCO ₂ 排出量 (注2) (単位：t-CO ₂)
1	電力	2,131,840	1	電力	908,777
2	金属・鉱業	921,391	2	飲料・食品	445,853
3	飲料・食品	790,957	3	陸運	152,880
4	化学	681,057	4	建築資材・資本財	145,023
5	建築資材・資本財	667,057	5	金属・鉱業	135,861
6	陸運	384,685	6	化学	131,520
7	製紙・林業	228,000	7	自動車	73,170
8	自動車	177,089	8	不動産管理・開発	65,534
9	不動産管理・開発	144,234	9	製紙・林業	33,019
10	石油・ガス	101,396	10	石油・ガス	19,857
11	海運	13,762	11	農業	8,816
12	農業	11,926	12	海運	4,674
13	空運	1,480	13	空運	—
14	石炭	—	14	石炭	—
15	その他	3,756,722	15	その他	2,371,756
—	合計	10,011,596	—	合計	4,496,741

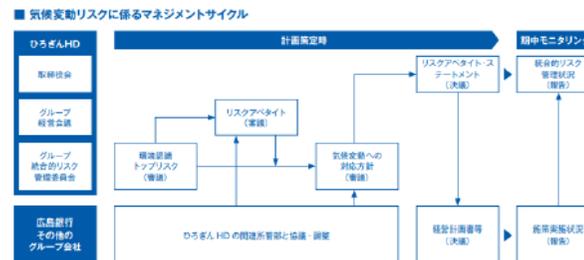
(七十七銀行 2023年3月期統合報告書)

● 広島銀行：リスクマネジメントサイクルの開示

- 広島銀行は、気候変動リスク・機会認識を踏まえた気候変動対応の高度化の取組みについて、主な取組み実績に加え、今後の取組みの方向性を目的・狙い別に開示。

目的・狙い	2023年上半期の取組み	2024年上半期の取組み (予定)
① 気候変動リスク・機会認識の高度化	● 取締役会・エグゼクティブ・マネジメント層向けに気候変動リスク・機会認識の重要性を説明し、認識の向上を図る。 ● 気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。	● 取締役会・エグゼクティブ・マネジメント層向けに気候変動リスク・機会認識の重要性を説明し、認識の向上を図る。 ● 気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。
② 気候変動リスク・機会認識の高度化	● 2023年上半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。 ● 2023年下半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。	● 2024年上半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。 ● 2024年下半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。
③ 気候変動リスク・機会認識の高度化	● 2023年上半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。 ● 2023年下半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。	● 2024年上半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。 ● 2024年下半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。
④ 気候変動リスク・機会認識の高度化	● 2023年上半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。 ● 2023年下半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。	● 2024年上半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。 ● 2024年下半期に気候変動リスク・機会認識に関する取組みの進捗を定期的に報告する。

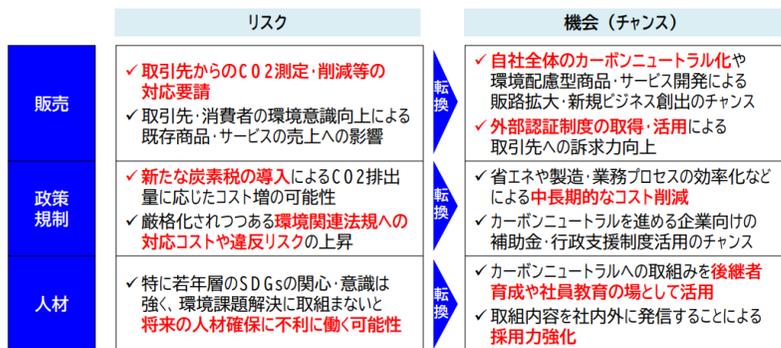
- また、同行は、リスクアパタイト・フレームワークに基づく統合的リスク管理の枠組みの中で気候変動リスクを管理するほか、リスクアパタイト・ステートメントに「気候変動への対応方針」を追加。そのリスクマネジメントサイクルについて、図示したうえで詳細に開示。



(ひろぎんホールディングス 2023年3月期統合報告書)

● 広島銀行：カーボンニュートラル対応コンサルティングメニューの充実

- 同じく、広島銀行は取引先企業のカーボンニュートラルに向けた対応支援のメニューを拡充。
- 対話ツールによる機運の醸成からサステナビリティに関する経営方針策定の支援、サステナブルローンによる融資など、企業の取組段階に応じた支援を実施。

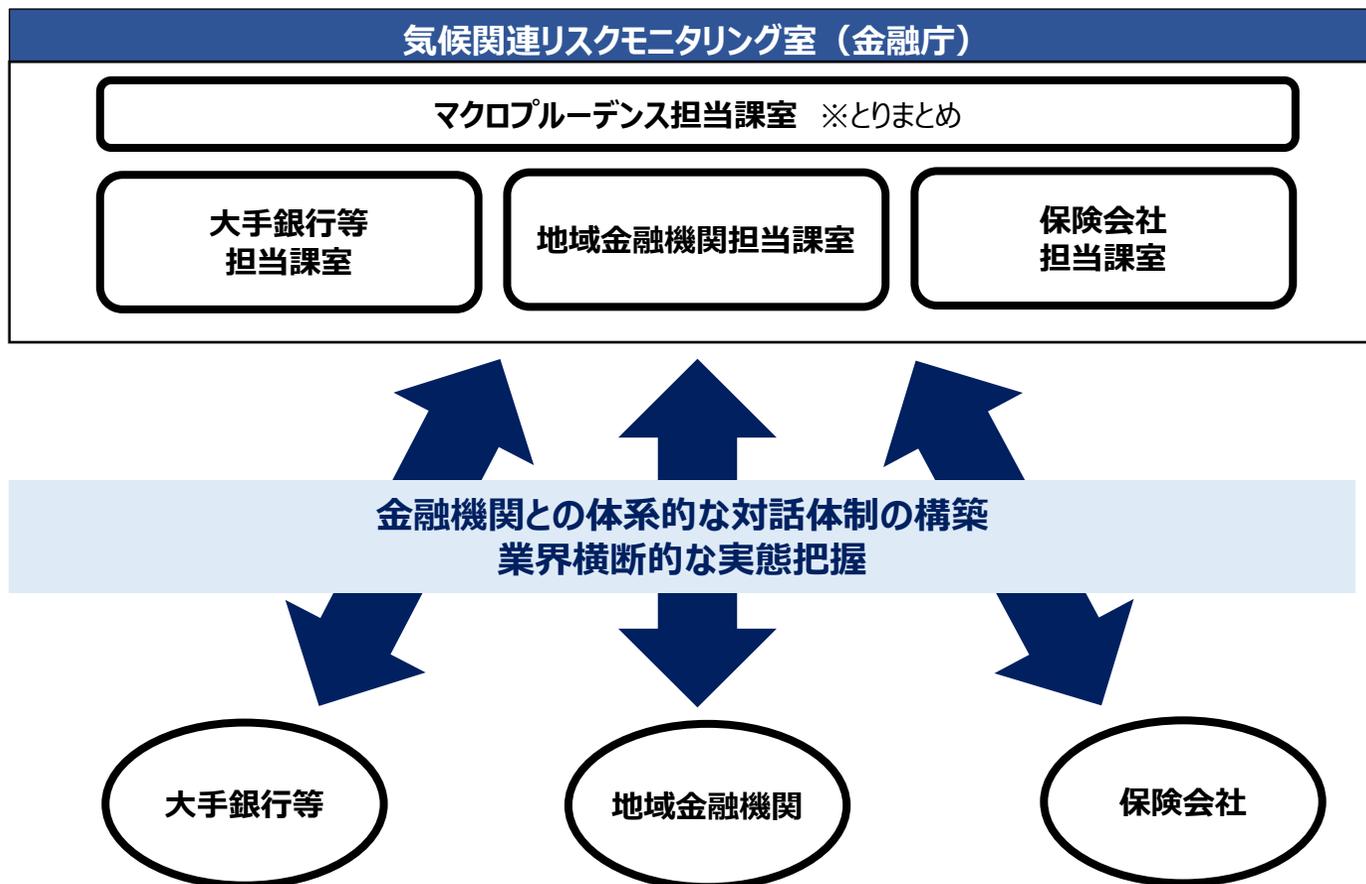


カーボンニュートラルにいち早く取り組むことで「リスク」を「チャンス」へ転換させる！



気候関連リスクのモニタリング

- 2024年8月、新たに「**気候関連リスクモニタリング室**」を設置。
 - **業界横断的な実態把握**のため、金融システムや銀行・保険等の各業態のモニタリングを担当する課室が連携。
 - 国際的な動向やトランジション・ファイナンスの重要性の高まり等も踏まえつつ、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(2022年7月公表)等に基づき、**金融機関における気候関連金融リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認**する。



4. 金融・資産運用特区におけるGXの取組

- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
 - ・ 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
 - ・ 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
 - ・ その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が資産運用立国に向けた取組）。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

販売会社（銀行・証券）、アドバイザー
による顧客本位の業務運営の確保

① 資産所得倍増プラン （2022年11月）

家計の安定的な資産形成
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム（2023年4月）

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

金融・資産運用特区実現パッケージ（概要）

1. 目的

- ✓ 魅力的なビジネス・生活環境を整備し、**金融・資産運用業を特定地域へ集積**
- ✓ 国内外の投資資金を呼び込みながら、**地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備**

2. 対象地域

- ① **北海道・札幌市** : GXに関する資金・人材・情報を集積し、GX金融・資産運用特区を実現
- ② **東京都** : 国際金融センターとしての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップの育成を推進
- ③ **大阪府・大阪市** : 海外投資を呼び込みながら、スタートアップ等によるイノベーションの実現を推進
- ④ **福岡県・福岡市** : アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州のスタートアップ等を育成

3. 主な取組み

国の取組み

国内外の
金融・資産運用業者の集積

金融・資産運用業者等による
地域の成長産業の育成支援

成長産業(GX・スタートアップ)
自体の振興・育成

- 資産運用業における**ミドル・バックオフィス業務の外部委託**の促進
- **行政手続の英語対応** ①資産運用業の登録手続等
②開業手続き（商業登記/社会保険/入管関連）
- スタートアップへ投資する**外国人投資家向け在留資格**の創設
- **外国人銀行口座の開設支援**
- 銀行による**GX関連事業に対する出資規制**の緩和
- 銀行グループの投資専門子会社による**スタートアップ出資規制**の緩和
- プロ向けの**ベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制**の緩和
- 水素の社会実装に向けた**圧縮水素の貯蔵上限**の緩和
- 高度人材ポイント制度を活用した**海外人材（GXやフィンテック等）の受け入れ促進**

○全国措置
●地域限定措置

地域の取組み

- **自治体における英語対応**の拡充（英語によるワンストップ窓口の整備・拡充、自治体の行政手続きの英語対応）
- 国内外の金融・資産運用業者等に対する**税財政面での支援**（地方税の減免、創業・拠点設立に係る補助金等）

国際金融都市の実現に向けた自治体の取組み

	東京	大阪	福岡	札幌
推進体	<p>東京都</p> <p>※ プロモーション活動は2019年4月に発足した東京国際金融機構 (FinCity.Tokyo) を中心に実施 (都や金融機関、業界団体が構成)</p>	<p>国際金融都市OSAKA 推進委員会 (2021年3月発足)</p> <p>※ 大阪府・大阪市、関西経済連合会などで構成</p>	<p>TEAM FUKUOKA (2020年9月発足)</p> <p>※ 福岡市・福岡県、九経連、九州大学などで構成</p>	<p>Team Sapporo Hokkaido (2023年6月発足)</p> <p>※ 札幌市・北海道、ほくほくFG、北洋銀などで構成</p>
窓口 (英語対応)	<p>金融ワンストップ支援サービス (2017年4月)</p> <p>〔サービス内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融関連の日本の法制度、金融ライセンス取得等に関する情報提供及び助言 ● 拠点設立に関するサポート (登記関連情報の提供、補助金) ● 金融専門家や関係機関窓口等の紹介 ● 高度人材ポイント特別加算認定制度 ● 国内でのビジネスパートナー探し ● 生活環境に関する情報提供 (外国語対応が可能な病院、学校や保育園等) 	<p>国際金融ワンストップサポートセンター大阪 (2021年12月)</p> <p>〔サービス内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の拠点設立に関する相談・サポート ● 金融ライセンス等の専門的な問い合わせ対応 ● ビジネス・生活面での相談対応 	<p>Global Finance Centre (2020年10月)</p> <p>〔サービス内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の拠点設立に関する相談・サポート (ビザ取得や補助金等の案内) ● 金融ライセンス等に関する相談対応 ● 専門家や関係機関の紹介 ● 住宅や外国語対応可能な病院の紹介などの情報提供 ● 外国語 (英語、中国語等) でも相談受付 	<p>共同事務局 (2023年6月)</p> <p>〔概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 札幌市・北海道、ほくほくFG、北洋銀が共同で立上げ済 ● 事務局の体制を含め、機能・サービスの内容については検討中
重点分野	<ul style="list-style-type: none"> ・サステナブルファイナンスの推進 ・FinTechの育成 ・海外金融系企業・人材の誘致 <p>2021年11月「国際金融都市・東京」構想2.0を策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融系企業等誘致 ・スタートアップへの投資促進 ・デリバティブ市場の活性化 ・サステナブルファイナンス <p>2022年3月「国際金融都市OSAKA戦略」を策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用業 ・FinTech ・BCP対応業務 <p>2021年4月「TEAM FUKUOKA国際金融機能誘致の方向性」を策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GX投資を通じた金融取引の活性化 ・具体的な施策は以下のワーキンググループを通じて検討中 <ul style="list-style-type: none"> ・情報プラットフォームWG ・再エネ供給・需要WG ・ファンド・ファイナンスWG ・特区WG ・人材育成WG ・情報発信・国際協力WG

- 国は、カーボンニュートラル実現と産業競争力強化・経済成長を共に達成していくため、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資を実行するとしています。
- 北海道には、国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルがあり、洋上風力、水素、蓄電池、海底直流送電網といったインフラ投資を今後加速的に進めていく必要があります。
- また、データセンターや半導体産業の集積を背景に、多様性のある広大な大地を有効に活用した、AIに関する実証・実装の先進地となるポテンシャルを有しています。
- 札幌は、都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街です。充実した都市基盤や大学等の研究機関の集積など優れたビジネス環境を有し、夏は爽やかで過ごしやすく、食料自給率223%(都道府県1位)を誇る大自然が育んだ安全で美味しい「食」、世界有数のパウダースノーなどが暮らしを彩ります。
- この、国内随一のGXポテンシャルと世界を魅了する札幌の街の魅力を活かし、「GX 金融・資産運用特区」を活用しながらGX産業のサプライチェーン構築・雇用創出を図るとともに、新技術やイノベーションを生み出すスタートアップの創出・育成を進め、世界中から、資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に呼び込みます。
- こうした取組を通じて、北海道・札幌は、日本の再生可能エネルギー供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積する、アジア・世界の「金融センター」を実現します。

◆取組のポイント

- ①国内随一の再エネポテンシャルを最大限に活用した、**G X産業の集積と金融機能の強化集積**。
- ②G X 事業情報や投資情報等を集約し、事業者と投資家を結びつける**G X情報に関するプラットフォーム「(仮称) Sapporo-Hokkaido Green Hub」**を構築。
- ③新技術やイノベーションを生み出す「**スタートアップの創出・育成**」、G X産業を支える「**人材確保・人材育成**」を強化。
- ④北海道の多様性のある広い大地を有効に活用し、「**AIに関する実証・実装促進地域**」を設定。

◆特区における取組一覧

国への提案	地元の主体的な取組		
<p>国際競争力ある制度やルールの構築</p>	<p>快適なビジネス環境の整備</p>	<p>魅力溢れる生活環境の整備</p>	<p>誘致活動・情報発信の強化 スタートアップ・人材育成の強化</p>
<p>○規制緩和等(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働投融資の推進等 (事業自体の価値を担保化する制度の創設等) ・行政手続の英語対応 (会社設立時の各種手続きの英語化) ・G X 産業集積 (水素の貯蔵上限緩和等) ・スタートアップの創出・育成強化 (スタートアップビザ、事業所確保要件の緩和等) <p>○税制優遇等(国税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能の強化集積 (GXスタートアップへの出資に係る税制優遇等) ・G X 産業集積 (GX事業の設備投資に係る税制優遇等) <p>○整備・支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G X 産業集積 (水素ステーション保安検査の簡略化等) ・AI 活用 (自動運転実装に向けた社会的ルール整備等) <p>○国の支援機関の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G X推進機構の一部機能の札幌移転 ・拠点開設サポートオフィスの札幌開設 ・デジタル行財政改革会議 AI北海道会議の設置 	<p>○規制緩和等(札幌市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続の英語対応 (住民登録・住民票、印鑑登録・印鑑証明書の英語化) <p>○税制優遇等(市税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能の強化集積 (札幌初進出の金融系外国企業への税制優遇等の検討) ・G X 産業集積 (札幌市でGX事業を行う法人への税制優遇等の検討) <p>○ビジネス・暮らしの英語ワンストップ相談窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語でビジネス及び従業員の暮らしに関する相談対応 ・英語対応専門の士業確保 ・各種手続きの代行サービス ・英語対応可能な保育、教育、病院等の情報提供 <p>○高機能オフィス確保</p> <p>(容積率緩和等による整備誘導等)</p> <p>○丘珠空港のビジネス・IT利用促進</p> <p>(国内外の空港調査等)</p> <p>○諸外国から新千歳空港への直行便の拡充</p>	<p>○インターナショナルスクール誘致、新たな国際バカリア(海外大学でも通用する国際教育プログラム)導入校の設置検討</p> <p>○キャッシュレス化の促進</p> <p>(タッチ決済による地下鉄乗車実験)</p> <p>○外国人の安全・快適な移動に資する案内サイン等の充実</p>	<p>○海外資産運用会社等の誘致強化</p> <p>(誘致体制の拡充等)</p> <p>○G X事業を行う企業の誘致強化・ビジネスマッチング拡充</p> <p>(道市共同トップセールス実施等)</p> <p>○スタートアップの創出・育成強化、ビジネスマッチング拡充</p> <p>(GX分野のネットワークを有するマネージャーの配置等)</p> <p>○GX情報プラットフォーム</p> <p>[(仮称)Sapporo-Hokkaido Green Hub]構築</p> <p>○人材確保・人材育成の強化</p> <p>(産業、商工・中小事業者、金融機関、学生それぞれに向けた普及啓発・情報発信)</p> <p>○G X、環境金融関連の国際会議・イベント等による情報発信強化</p>

投資運用業者の参入促進（ミドル・バックオフィス業務の外部委託の促進）

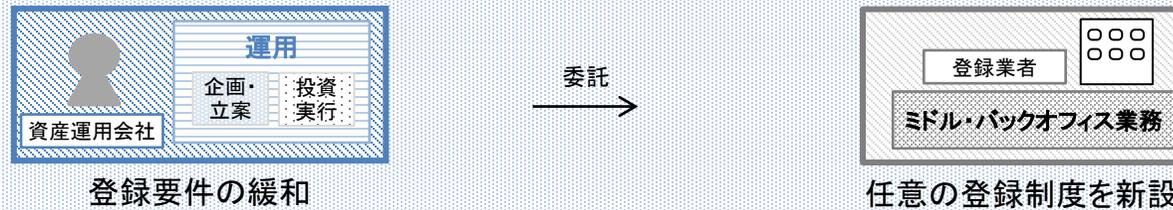
- 登録に当たり、運用人材の確保に加え、ミドル・バックオフィス業務の人材も確保する負担大

課題



「ミドル・バックオフィス業務」の委託に係る制度整備

対応



ミドル・バックオフィス業務に係る業の創設と投資運用業の登録要件緩和

- 投資運用業者からミドル・バックオフィス業務（法令遵守、計理）を受託する事業者の任意の登録制度を創設。行為規制（善管注意義務等）等を適用し、当局により直接モニタリング
- 当該登録業者に委託した場合には、投資運用業の登録要件を緩和（人的な体制の整備）
- 投資運用業者が金銭等の預託を受けない場合は、資本金・純財産額要件を引下げ（5000万円→1000万円）〔政令改正案〕。そのため、投資運用業の登録時に預託を受けない旨の記載を義務付け

《銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和》

「国家戦略特別区域銀行脱炭素関連事業促進出資事業」

金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

規制改革の内容

特例措置前

銀行が出資により銀行業高度化等会社の議決権を5%超保有しようとする場合、『一定の銀行業高度化等会社』以外には認可が必要

特例措置

区域内に本店のある銀行が、区域内に主な営業所または事業所のあるGX関連事業※を行う会社について、『一定の銀行業高度化等会社』の枠組みを活用し、認可ではなく届出で50%以下まで議決権保有を可能とする

※ GX関連事業は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第54条第1項第4号に規定する対象事業活動であって、区域の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるものをいう。

期待される効果

GX関連の出資拡大による地域の産業用・民生用両面の再エネ導入を促進

規制改革の概要

銀行業高度化等会社

銀行業の高度化等に資する他業を営む会社（銀行の子会社）

『一定の銀行業高度化等会社』以外の銀行業高度化等会社

【特例として措置】

GX関連事業を行う会社

一定の銀行業高度化等会社と同様、届出で50%以下まで議決権保有を可能とする等の所要の措置

『一定の銀行業高度化等会社』

フィンテック

地域商社

(原則、在庫保有、製造・加工なし)

自行アプリやITシステムの販売

データ分析・マーケティング・広告

登録型人材派遣

ATM保守点検

障害者雇用促進法に係る特例子会社

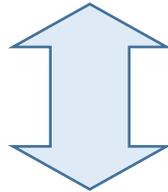
成年後見制度に関する業務

行政手続の英語対応（資産運用業の登録手続等）

- 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で行うとともに、これらの業務をワンストップで行うことを目的に、2021年1月、「拠点開設サポートオフィス（Financial Market Entry Office）」を設置。
- 既に設置済の東京に加え、札幌、大阪、福岡にも開設する方針。

新規に日本に参入する海外の資産運用会社等

“英語対応”



“ワンストップ”

拠点開設サポートオフィス

（金融庁・財務局合同で立ち上げ）

金融庁

財務局

新規参入に係る相談受付
登録審査／登録申請書の受付
登録後の監督業務
海外事業者への広報・プロモーション活動

累計 38件 登録完了

（24年5月14日現在）

（内訳）

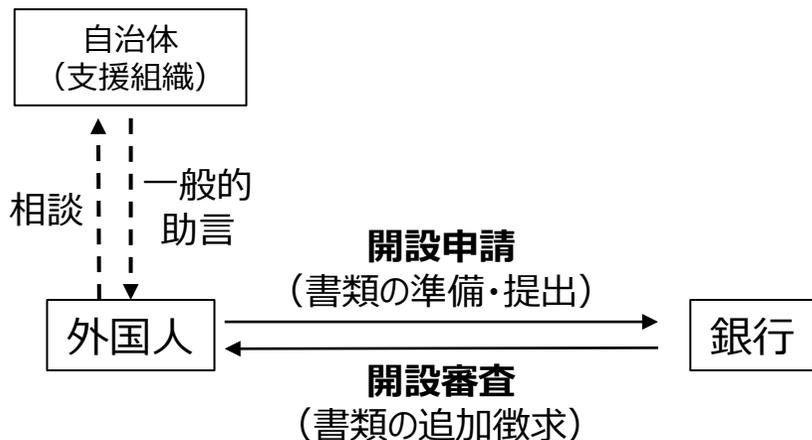
- ・ 助言代理業：24件
- ・ 投資運用業：5件
- ・ 二種業：7件
- ・ 一種業：2件
- ・ 海外特例：1件

※ 同一業者が複数の登録を受けている場合があり、案件数の合計と内訳は一致しない。

外国人銀行口座の開設支援（開設支援ネットワークの構築）

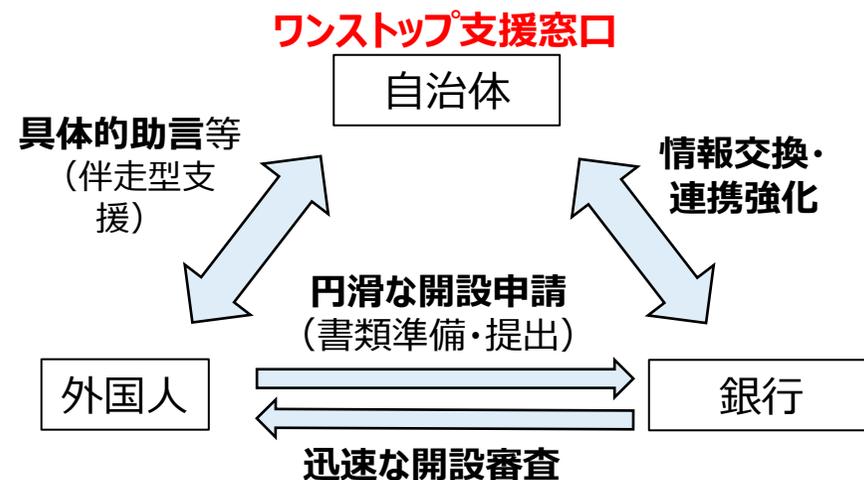
- 海外からのビジネス進出を志向する外国人に対し、**銀行・自治体による支援ネットワーク**の構築（銀行での態勢整備、自治体との連携等）により、**手続きの迅速化・円滑化**を目指す。
- まずは、先行実証プロジェクトとして、**金融・資産運用特区の対象地域**を念頭に検討。

【現状】



- **言語の壁、審査書類の提出**対応等で、口座開設までに、多くの**事務手続負担を要する**とともに、開設までの見通しが立たないまま**時間を要している**。

【口座開設支援ネットワーク構築】



- **銀行と自治体が連携し、迅速な口座開設のための支援**（銀行での**専門人材の配置等の態勢整備**、自治体の**伴走型支援**等）を通じて**事務手続負担の軽減**、口座開設までの**所要時間の短縮化**を図る。